

令和7年度山形県介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）及び 更新研修（実務経験者対象・専門研修課程Ⅰ）実施要綱

1 目的

介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ること及び現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を習得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に実施する。

2 対象者及び留意事項

(1) 次の各研修区分①又は②のいずれかの要件を満たし、研修の全日程を受講できる者

（※専門研修課程Ⅰは就業後3年以内に受講することが望ましい）

①専門研修（専門研修課程Ⅰ）

※¹現に、※²介護支援専門員として実務に従事し、※³就業後6カ月以上の者

②更新研修（実務経験者対象・専門研修課程Ⅰ）

次の（ア）から（ウ）のすべてに該当し、介護支援専門員証の更新を受けようとする者

（ア）山形県介護支援専門員資格登録簿の登録を受けている者

（イ）介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者

（ウ）介護支援専門員証の有効期間中に※²介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者

※1「現に」とは、令和7年7月7日時点での予定とする。

※2「介護支援専門員として実務に従事」とは、次の①から⑦の事業所等において、介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員として就労（サービス計画の作成業務は必須）している者又は就労していた経験を有する者とする。

① 居宅介護支援事業所（管理者としての就労を含む）

② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所

③ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所

④ 介護保険施設

⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所

⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

⑦ 介護予防支援事業所、地域包括支援センター（※地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員証を持つ社会福祉士及び保健師については介護予防サービス計画を作成している者に限り職名にかかわらず介護支援専門員の実務経験者とみなす）

※3「就業後」の期間は、現所属のみの期間ではなく、介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員として実務に携わった期間とする。

(2) 上記研修区分①及び②の両方の要件に該当する場合は②更新研修としての受講となる。

3 研修実施主体： 山形県

研修実施機関： 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会（山形県より指定）

4 実施方法 Zoom ミーティングを使用したオンライン研修及び、一部参集対面研修

5 定 員 130 名

6 申込方法 申込期限：令和 7 年 7 月 7 日（月）

手順 1 研修システムの登録

手順 2 申込書類の準備

以下の申込書類の様式を、研修実施機関（山形県老人福祉施設協議会）研修システムからダウンロードし、必要事項を記入のうえ A4 用紙に片面で印刷してください。

- ① 様式 1 受講申込書
- ② 様式 2 実務経験申告書
- ③ 様式 3 研修記録シート（事前目標シート）

手順 3 申込書類の郵送

手順 2 の①～③の書類を角 2 封筒に入れ、封筒の表に朱書きで「介護支援専門員研修 専門研修課程Ⅰ 申込書在中」と明記のうえ、申込期限（令和 7 年 7 月 7 日（月））までに簡易書留【必着（消印有効ではありません）】で郵送してください。郵送先は、研修実施機関（山形県老人福祉施設協議会、詳細は「13 申込み、問い合わせ先」のとおり）です。

【申込時の注意事項】

- ・研修は Zoom を使用しての研修となります。グループワーク等も行いますのでパソコンで受講してください。
- ・簡易書留ではなく、普通郵便で郵送した場合の郵便事故による未着・誤送については、一切責任を負いません。
- ・持参や FAX での申込みは受け付けません。
- ・申込書類の不備がある場合は受講を認めませんので、申込みの時にチェックシートによる必要書類の確認を必ず行ってください。
- ・申込期日を過ぎた場合、いかなる理由があっても申込みを受け付けません。

7 受講決定

- ・受講の可否については 7 月中旬頃を目途に申込者に通知します。
- ・申込者多数等の場合は更新研修対象者を優先します。
- ・実務経験等の照会をするため、受講決定に時間を要する場合があります。
- ・更新研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）の受講決定者は、今回の受講許可をもって専門研修課程Ⅱも併せた更新研修として許可するものとします。（但し、更新研修Ⅱでの研修システムの申込と、研修記録シートの提出は必要となります）

8 経 費

受講料は、山形県手数料条例に基づく以下の受講料表の額とし、受講決定通知に記載する納入期限までにご提出ください。なお、いかなる理由があっても納入された受講料は返金しません。

【受講料表】

研 修 項 目	手 数 料
① 更新研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）	40,000 円
② 専門研修（専門研修課程Ⅰ）	25,000 円

9 研修科目及び日時

別紙のとおり

※都合により日時等を変更する場合は、山形県老人福祉施設協議会ホームページまたは、研修システムに掲載。

10 遅刻、欠席の取り扱い

研修課程は 57 時間すべてを履修する必要があるため、遅刻、早退、一定時間の離席、欠席は認めません。特別な事情がある場合は、必ず研修実施機関（山形県老人福祉施設協議会事務局、「13 申込み、お問い合わせ先」のとおり）へ連絡してください。

11 修了認定

研修の全課程を受講し、研修審査委員会により可とされた者を修了者と認め、修了証書を交付します。

12 個人情報の取り扱い

研修申込みで取得した受講者の個人情報の取り扱いについては、本研修の実施及び山形県への報告、照会以外は使用しません。

13 申込み、問い合わせ先

〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター内

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 事務局

研修専用 TEL：023-666-8506（問い合わせ時間 平日 9：30～16：00）

FAX：023-616-5570

E-mail：care@scws.yamagata.jp

HP：www.scws.yamagata.jp

山形県老人福祉施設協議会のホームページの QR コード→

